

地域を応援するマンスリー・レター

平成26年7月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成26年6月20日号（第64号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	7月号の内容	
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設します【新規】 ●「ものづくり・サービス補助金など中小企業・小規模事業者向け補助事業制度等説明会」の開催について【新規】 ●平成26年度「橋渡し研究事業」に係る補助金交付先の公募について【新規】 ●中小企業向け「知財総合支援窓口」の機能を強化します～知財の専門家（弁理士及び弁護士）の配置を開始～ ●「消費税転嫁対策室」を設置しました～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします～ ●平成26年度「省エネ大賞」の募集開始について【新規】 ●「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について 	
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道)	●中小企業大学校旭川校 7月・8月開講講座のご案内	
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> ●海外おみやげ宅配便のご案内～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～ ●HOP1サービス利用者募集のご案内 	
北海道運輸局	●日本の免税制度が変わります	
北海道労働局	<ul style="list-style-type: none"> ●労働移動支援助成金の拡充について ●キャリアアップ助成金のご案内 ●キャリア形成促進助成金のご案内 ●被災者雇用開発助成金のご案内 ●地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について ●北海道の最低賃金について ●業務改善助成金のご案内について 	
(公財)北海道中小企業総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道よろず支援拠点オープニングセミナーin札幌」開催のご案内【新規】 ●「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について 	
北海道経済部	経済企画室	●北海道の企業向け支援制度のご案内
	食関連産業室	<ul style="list-style-type: none"> ●どさんこプラザ・テスト販売品（第3四半期分）の募集について【新規】 ●食クラスター「フード塾」オープニングセミナー（旭川会場）（参加者募集のお知らせ）【新規】 ●「マーケティングアドバイザー」について ●食クラスター活動について ●「食の磨き上げ職人」について ●「あじ研北海道」について
	観光局	●原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について
	中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> ●「消費税率の引き上げに伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内 ●地域中小企業経営改善サポート事業のご案内 ●セーフティネット貸付（耐震診断対応）のご案内 ●経済環境の変化に対応する資金のご案内

		<ul style="list-style-type: none"> ●経営力強化貸付のご案内 ●成長分野向け融資制度のご案内 ●勤労者福祉資金のご案内
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 26 年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】 ●「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！ ～「参画・協力企業」募集のご案内～
	雇用労政課	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について ●戦略産業雇用創造プロジェクトの参加事業主に対する「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内（拡充） ●労働相談のご案内 ●北海道両立支援推進企業表彰にご応募をお願いします【新規】 ●「両立支援促進・就業環境改善アドバイザー」の派遣について【新規】 ●「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています【新規】
	人材育成課	<ul style="list-style-type: none"> ●「自動車関連産業人材育成事業」について ●2014 年度 Q C サークル北海道支部札幌地区ミニ発表会のお知らせ（北海道、Q C サークル北海道支部）【新規】 ●能力開発セミナー（8 月・9 月開講予定）のご案内
北海道環境生活部	環境推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！【新規】



中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設します【新規】 (北海道経済産業局)

6 月 2 日（月）から、中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」を開設しました。

道内 7 カ所（札幌・函館・帯広・釧路・旭川・北見・室蘭）に窓口を設置し、専任のコーディネーターと、8 名のサブコーディネーターが、複雑・高度・専門的な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、ニーズに応じたきめ細かい支援サービスをワンストップで提供します。

〈よろず支援拠点の業務〉

◆総合的・先進的経営アドバイス

既存の支援機関が十分に解決できなかった経営相談に対し、解決策の提示、フォローアップを行います。

◆支援チーム等編成支援

地域の支援機関・専門家・公的機関等の司令塔となり、中小企業・小規模事業者の課題に応じたチーム型の支援を提供します。

◆ワンストップサービス

「どこに相談して良いか分からない」といった相談内容について、適切な相談先をご紹介します。

※相談窓口につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20140529/index.htm>

「ものづくり・サービス補助金など中小企業・小規模事業者向け補助事業制度等説明会」の開催について

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、北海道中小企業団体中央会及び産業支援機関等と連携し、7月初旬に2次公募を予定しているものづくり・サービス補助金を始めとした中小企業等が活用可能な助成制度等の最新情報をお伝えする説明会を道内8カ所で開催します。

特に今回は申請様式を使用した具体的な記載のポイントも説明します。また、説明後には個別相談会も開催します。新たな設備投資や試作開発等をご検討中の方は是非ご参加ください。

◆開催日時・場所

A. 釧路会場	6月30日（月）14:00～17:00	釧路工業技術センター 2階「会議室」
B. 苫小牧会場	6月30日（月）14:00～17:00	苫小牧市役所 2階「22会議室」
C. 室蘭会場	7月1日（火）14:00～17:00	（公財）室蘭テクノセンター 2階「研修室」
D. 北見会場	7月3日（木）14:00～17:00	北見工業技術センター 2階「第2研修室」
E. 函館会場	7月4日（金）14:00～17:00	北海道立工業技術センター 1階「会議室」
F. 札幌会場	7月10日（木）13:30～16:30	ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」
G. 旭川会場	7月11日（金）13:30～17:30	旭川トーヨーホテル 3階「翡翠の間」
H. 帯広会場	7月11日（金）13:30～17:30	ホテル日航ノースランド帯広 2階「ノースランドホールD」

※終了時間は個別相談会終了の目安になります。

◆参加費

無料

◆申込方法

参加を希望される方は、以下のURLから「参加申込書」をダウンロードいただき、に必要事項をご記入の上、E-mail 又は FAX にてお申し込みください。

◆詳細・参加申込書などは以下のURLをご参照ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20140618/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課（担当：小野、小林）
TEL：011-709-2311（内線2587） FAX：011-707-5324
E-mail：hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

平成26年度「橋渡し研究事業」に係る補助金交付先の公募について

【新規】（北海道経済産業局）

中小企業等による大学発の技術シーズを活用するプロジェクトのうち、事業化の可能性が高く、地域の総合力をもって事業化支援を行う体制が構築されているものに対して、研究開発・販路開拓等に要する経費の一部を助成する「橋渡し研究事業」の公募を開始しました。

補助対象者が事業化に必要な技術課題の解決に向けて行う研究開発のうち、大学発の技術シーズを活用するもの及び当該研究開発の成果に係る販路開拓の事業であって、事業化に向けて自治体・公設試、地域金融機関等からの支援及び外部専門家からの助言等を受けているものが対象になります。

◆事業のイメージ

- ・ 大学と大企業が共同で保有する特許のライセンスを受けて製品化に向けて不足する技術を入手し、公設試の支援を得ながら試作品の開発、性能評価を行うもの。
- ・ 共同研究により大学が有するノウハウを活用しながら製品の改良を行い、地域金融機関の販路開拓支援を得ながら事業化を行うもの等が該当します。

7月22日（火）17：00（必着）まで、公募を受け付けています。

※詳細、公募要領等につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20140603/index.htm>

中小企業向け「知財総合支援窓口」の機能を強化します ～知財の専門家（弁理士及び弁護士）の配置を開始～

（北海道経済産業局）

北海道経済産業局は、日本弁理士会及び弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）と協力して、4月1日から、中小企業向けのワンストップ窓口である「知財総合支援窓口」に、知財の専門家（弁理士及び弁護士）を定期的に配置し、知財に係る中小企業支援を強化します。

本取組を通じて、

- ◆ 専門家を無料で活用できる機会の提供
- ◆ 知財の取得前段階での支援
（知的財産権による保護又は営業秘密による保護の峻別に関する支援）
- ◆ 知財の活用段階での支援（ライセンス契約や侵害対策に関する支援）

といった、知財の活用を検討している段階から、実際の活用場面までの一貫した支援強化を行い、中小企業等における知的財産活動の促進を目指します。

※北海道地域の「知財総合支援窓口」での支援内容等につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.jiii-h.jp/shien/index.html>

「消費税転嫁対策室」を設置しました

～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします～

（北海道経済産業局）

平成26年4月1日に実施された消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、北海道経済産業局では、平成25年10月2日より「消費税転嫁対策室」を設置し、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等に関し、お電話で、または直接お会いして御相談いただける体制を整備しました。

また、内閣府においても政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」を開設しております。

御相談いただいた方の秘密は厳守しますので、御遠慮なく御相談下さい。

- ◆北海道経済産業局 消費税転嫁対策室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階）
TEL：011-728-4361（直通）、受付時間：平日 8:30～17:15
- ◆消費税価格転嫁等総合相談センター（消費税の転嫁及び表示の方法などに関するご相談）
TEL：0570-200-123（専用ダイヤル）、受付時間：平日 9:00～17:00
- ◆消費税転嫁対策室設置のお知らせ（北海道経済産業局ウェブサイト）
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/tenkataisaku/index.htm>
- ◆中小企業・小規模事業者向け「消費税転嫁対策パンフレット」の発行について
本パンフレットをご希望の方は、消費税転嫁対策室へお問い合わせください。
また、以下のウェブサイトからダウンロード頂けます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syouhizei.htm>

平成 26 年度「省エネ大賞」の募集開始について【新規】 (北海道経済産業局)

優れた省エネ活動事例や技術開発等による先進型省エネ製品等を表彰し、省エネルギー意識の浸透、省エネルギー製品の普及促進等に寄与することを目的に、平成 26 年度「省エネ大賞」の募集を開始しています。

国内の省エネルギーを推進している事業者及び省エネルギー性に優れた製品又はビジネスモデルを開発した事業者を対象とします。

また、昨年度に引き続き、上記の取組を行う事業者の中から、特にピーク電力の抑制・ピークシフト等の節電に貢献のあった事業者も表彰することとします。（事業者には、産業・業務・運輸部門に属する企業、工場・事業場のほか、自治体、団体等の各機関を含みます。）

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20140602/index.htm>

「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について (北海道経済産業局)

平成 26 年度に経済産業省関連予算により実施される省エネ・新エネ導入支援事業のうち、主たるものについてお知らせします。

〈現在募集中の主な導入支援事業〉

【事業者向け】

- ◆再生可能エネルギー熱利用設備の導入
(再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金)
- ◆自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム等を導入
(独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金)
- ◆省エネルギー設備の導入（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）

【家庭向け】

- ◆一般家庭向け HEMS 機器の導入
(住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS 機器導入支援事業))
- ◆無料節電・省エネ診断、無料講師の派遣
(省エネルギー対策導入促進事業)

【事業者及び家庭向け】

- ◆エネファームの導入 (民生用燃料電池導入支援補助金)
- ◆定置用リチウムイオン電池の導入 (定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金)

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

中小企業大学校旭川校 7月・8月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、中小企業の人材育成をサポートするために設立された国の研修機関です。

今回は、7月～8月に開講する、お勧めの研修情報をご案内します。

平成26年度は中小企業の経営者・経営幹部向けの講座を充実させたほか、管理者・新任管理者向けの講座は現場リーダーやその候補者の方々にも受講して頂ける内容となっております。

カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。

お申し込みは、ホームページまたは電話、ファックスでお受けしています。

No.301 経営管理者養成コース

本研修では、戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることをねらいとした実践的な知識・手法を学びます。

このような方におすすめです

・戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための総合的マネジメント能力をマスターしたい方。

◆実施期間 2014年7月8日(火)～12月12日(金)

※6ヶ月間のインターバル研修となっております。

◆研修時間 4日×6ヶ月 24日間(180時間)

◆対象者 経営幹部、管理者、経営者の後継者、その候補者の方々

◆受講料 293,000円(税込)

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085734.html>

No.11 成約率をあげる交渉力 (営業力強化シリーズ)

本研修では、顧客志向に基づく商談技術を向上させながら、自社の営業力の強化につながる営業推進手法を学びます。

このような方におすすめです

- ・お客様の購買意欲を引き出し、成約につなげたい方。

- ◆実施期間 2014年7月22日(火)～24日(木)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者、現場リーダー、その候補者の方々
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ノーザンブレイン総合法務行政書士事務所 代表 窪田 克彦
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085717.html>

No.12 経理体制・仕組みづくり講座 (財務力強化シリーズ)

本研修では、経理の基本原理を用いて、様々な経理処理方法と適切な経理の流れを理解し、自社経理体制を再構築する知識を学びます。

このような方におすすめです

- ・属人化しがちな経理業務のしくみの改善に取り組みたい方。

- ◆実施期間 2014年8月19日(火)～21日(木)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者、新任管理者、現場リーダー、その候補者の方々
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 星田会計事務所所長 税理士 星田 英治
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085718.html>

No.13 生産現場におけるコストダウン

本研修では、原価管理の基礎を含めたコストダウンに関する知識と意識の向上を図り、組織への浸透の仕方を学ぶとともに、現場主導のコスト削減活動の展開を目指します。

このような方におすすめです

- ・生産現場でのムダを徹底的に見つける力を養いたい方。

- ◆実施期間 2014年8月25日(月)～27日(水)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者、現場リーダー、その候補者の方々
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 岡崎 裕也
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085719.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

海外おみやげ宅配便のご案内

～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP 1サービス」を活用した「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスを導入いただくことにより、外国人観光客の方に生鮮品を販売し、その方のご自宅等へ宅配することが可能となりますので、ご興味のある方は是非導入をご検討ください。

なお、5月26日（月）の札幌を始めとして、道内各地で『「海外おみやげ宅配便」説明会』を開催いたします。開催日程、申込方法等の詳細は、以下のページで公表しております。お近くで開催の際には、是非、ご参加下さい。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/setsumeikai.html

【事業概要】・店頭販売した冷蔵・冷凍品をHOP 1サービスを利用して購入者の自国へ配送

【対象者】・台湾、香港、シンガポールからの観光客の方に冷蔵・冷凍品を販売したい方

【輸送費】・HOP 1サービス輸送費（税抜き）

香港、台湾 5kg 以内・・・7,000円 10kg 以内・・・9,000円 15kg 以内・・・11,000円

シンガポール 5kg 以内・・・11,000円 10kg 以内・・・14,000円 15kg 以内・・・17,000円

※5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内

- ・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります
- ・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります

【導入方法】・下記の北海道開発局ホームページよりファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXにてHOP事務局まで申込下さい。後日担当者よりご連絡致します。

なお、「販売マニュアル」につきましても、ご一読下さい。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html

【照会先】・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、佐々木）

HOP 1 サービス利用者募集のご案内

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として香港、台湾、シンガポールに向けダンボール1箱単位で冷凍・冷蔵食品を配送する「HOP 1サービス」を開始しております。

現在、本サービスをご利用される方を幅広く募集しておりますので、申込をご検討ください。

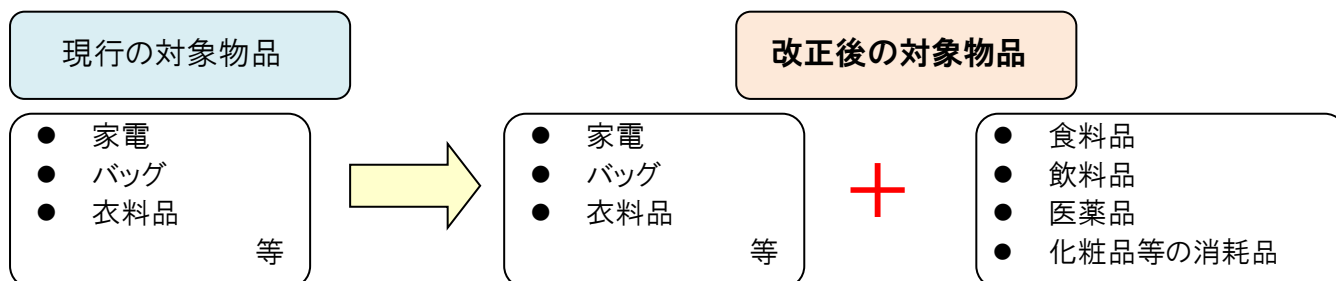
- 【事業概要】・冷凍、冷蔵食品をダンボール1箱単位から航空便を利用して配送
・面倒な通関、保険付保、産地証明書の取得手続きを代行
・現地での代金回収・督促業務（1回まで）を代行
- 【対象者】・台湾、香港、シンガポールに食品を配送予定の方
- 【輸送費等】・HOP1サービス輸送費（税抜き）
香港、台湾 5kg以内…5,000円 10kg以内…7,000円 15kg以内…9,000円
シンガポール 5kg以内…9,000円 10kg以内…12,000円 15kg以内…15,000円
※5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、15kg以内は縦+横+高さ=120cm以内
- ・HOP1サービス手数料（税抜き）
現地販売価格の9%
※代金回収代行サービスが不要の場合は現地販売価格の9%の代わりに2,000円を頂戴します
- ・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります
・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります
- 【発送時期】・毎週火曜日集荷、木曜日現地到着（最短）
- 【申込締切】・発送希望日の10営業日前まで
- 【申込方法】・下記の北海道開発局ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAXまたはメールにてHOP事務局まで申込下さい
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html
- 【照会先】・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、佐々木）

日本の免税制度が変わります（北海道運輸局）

訪日外国人旅行者の更なる増加や旅行消費の増加等のため、同一の非居住者に対して、同一の免税店で、同一の日に、免税対象物品の販売が、1万円を超えるものについて免税となる『免税制度』が改正されることとなりました。

◆改正のポイント

平成26年10月1日より、免税対象品目が全品目に拡大されます。



※今回追加される新規免税対象物品については、5千円を超える販売が対象となります。（免税対象は50万円まで）

制度の改正に伴い以下の取り組みを開始しました。

◆免税店のブランド化・認知度向上のための、免税店シンボルマークを創設



シンボルマークを使用するには、観光庁への申請が必要です。

(観光庁HP) https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html

※免税店を経営するためには、販売場（店舗）ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

◆制度についての相談窓口を観光庁・北海道運輸局に設置

【相談窓口】

観光庁	国際観光課	TEL 03-5253-8324
北海道運輸局	観光地域振興課	TEL 011-290-2722

免税店制度に関する各種問い合わせについては、上記までご連絡ください。

労働移動支援助成金の拡充について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、日本再興戦略（平成25年6月14日）において、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）」を進めるとされたことを受け、平成26年2月6日に成立した平成25年度補正予算によりその拡充が盛り込まれ平成26年3月1日より施行されております。

拡充の具体的な内容は、以下のとおりとなっております。

1 再就職支援奨励金

◆労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。

◆再就職支援奨励金の拡充は以下のとおりです。

拡充項目	拡充前	拡充後（平成26年3月1日以降）
支給対象事業主	中小企業事業主のみ	中小企業事業主のみならず、 <u>中小企業事業主以外の事業主</u> についても支給
支給段階	再就職実現時のみ	再就職実現時のみならず、 <u>再就職支援委託時</u> についても支給
支給額 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る支給額	委託費用の2分の1 【3分の2】	(中小企業事業主) 委託費用の <u>3分の2</u> 【5分の4】 (中小企業事業主以外) 委託費用の <u>2分の1</u>

		【3分の2】 ※委託総額または60万円のうち低い額を上限とする。 ※支給額のうち10万円を再就職支援委託時に支給し、残りを再就職実現時に支給。
支給対象労働者の再就職実現までの期間に係る要件 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る要件	離職から2ヶ月以内 【5ヶ月以内】 に再就職を実現した場合に支給	離職から6ヶ月以内 【9ヶ月以内】 に再就職を実現した場合に支給
再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成	(なし)	(訓練) 月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク) 3回以上で1万円加算
対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成	(なし)	(中小企業事業主以外) 日4000円(上限90日分) (中小企業事業主) 日7000円(上限90日分) ※再就職実現時のみ支給。 ※委託の有無に関わらず、この項目単独でも支給可能。

※以上は要件の概要であり、このほか、訓練の内容・時間、上限対象人員をはじめ各種の要件があります。

- ◆再就職支援奨励金を受給するためには、事業主が、事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」をハローワークに提出しその認定を受けている必要があります。
- ◆上記の拡充内容は、「再就職援助計画」を、施行日(平成26年3月1日)以降、離職日までにハローワークに提出した場合に適用になります。
- ◆民間職業紹介事業者との再就職支援に係る委託契約の締結は、「再就職援助計画」の認定日以降、離職日までの間に行う必要があります。

2 受入れ人材育成支援奨励金の創設

- ◆労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金)は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③出向によって受け入れた後に移籍に切り換えるか、その労働者に対して訓練(Off-JTのみ又はOff-JTとOJT)を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。
- ◆このたび新たに創設され、訓練の実施計画の提出日が施行日以降である場合に適用になります。
- ◆支給対象者1人あたりの支給額は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額(上限30万円)
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円

※以上は要件の概要であり、このほか、訓練の内容・時間、支給総額上限をはじめ各種の要件があります。

- ◆対象労働者が雇用されていた事業所と資本関係等からみて密接な関係にある事業所は支給対象外になりますが、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業再編等である場合は、両者の間に密接な関係があっても支給対象となる場合があります。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
TEL 011-709-2311 内線 3685

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html#section03

キャリアアップ助成金のご案内

※平成 26 年 3 月 1 日から一部のコースの助成額などを拡充しました
(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

平成 26 年 3 月 1 日より以下のとおり、一部のコースの助成額などが拡充されましたので、労働者の意欲、能力、生産性の向上、優秀な人材を確保のために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額 () 額は大企業の額
①正規雇用等 転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) <1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 ①50万円(40万円)、③30万円(25万円) 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、 1人当たり10万円を加算</u>
②人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練 (Off-JT)または ●有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した Off-JT+OJTを組み合わせた3~ 6か月の職業訓練)を行った場 合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成： <u>訓練時間数が100時間未満10万円(7万円)</u> <u>100時間以上200時間未満20万円(15万円)</u> <u>200時間以上30万円(20万円)</u> ※実費が上記を下回る場合は実費を限度 ●OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
③処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定 し、3%以上(※)増額させた場 合に助成 <u>※平成26年3月1日から平成 28年3月31日までは2%以上</u>	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ(※) <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 1事業所当たり20万円(15万円)上乘せ</u>
④健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新 たに規定し、延べ4人以上実施 した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
⑤短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、① 雇用する労働者を短時間正社員 に転換し、または、②短時間正 社員を新規で雇い入れた場合に 助成	1人当たり20万円(15万円) <⑥の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算 <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、有期 契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、30万円(25 万円)</u>

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	週所定労働時間 25 時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間 30 時間以上に延長した場合に助成	1 人当たり 10 万円 (7.5 万円) <⑤の人数と合計し、1 年度 1 事業所当たり 10 人まで>
----------------------	--	--

- ※1 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。
無期雇用への転換等は、通算雇用期間 3 年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の 5% 以上を増額した場合に限ります。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります（短時間正社員コースにより助成します）。
- ※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。
- このほかに共通の要件、助成コース毎の支給要件があります。
また、活用に当たってはガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、「キャリアアップ計画の作成」が必要となりますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。
なお、厚生労働省ホームページには、本助成金の詳細なパンフレットも掲載しております。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内

※平成 26 年 3 月 1 日から拡充されました。(北海道労働局)

平成 25 年度補正予算により、「キャリア形成促進助成金」の内容を拡充しました。

キャリア形成促進助成金とは・・・主に正規雇用の労働者に対して職業訓練などを実施した場合の助成

主な拡充内容

- ◆ 「成長分野等人材育成コース」の助成対象を大企業にも拡大
- ◆ 「グローバル人材育成コース」の助成対象を大企業、訓練内容を海外で実施した訓練にも拡大
- ◆ 女性の活躍促進のための「育休中・復職後等能力アップコース」を創設
- ◆ 事業主団体などを対象とした「団体等実施型訓練」を創設

[助成メニュー]

支給対象となる訓練		対象	訓練内容
①政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	拡充	大企業・中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース	拡充		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 (海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース	新設		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練

④若年人材育成コース		中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑤熟練技能 育成・継承コース			熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、 認定職業訓練
⑥認定実習併用 職業訓練コース			厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
⑦自発的職業能力 開発コース			労働者の自発的な能力開発に対する支援
②一般型訓練		中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③団体等実施型訓練	新設	事業主 団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の 育成・承継のための訓練

【助成額(上限あり)】 ()内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
①政策課題対応型訓練	Off-JT	800円(400円)	1/2 (1/3)	—
	OJT (上記⑥)	—	—	600円
②一般型訓練	Off-JT	400円	1/3	—
③団体等実施型訓練	Off-JT	—	1/2	—

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

TEL 011-788-9132

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

被災者雇用開発助成金のご案内

※平成26年4月1日から対象者の要件が変わりました

(北海道労働局)

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、「被災者雇用開発助成金」を支給します。

◆対象となる労働者

1 被災離職者(次の①から③の全てに該当する方)

- ①震災発生時に、被災地で就業していたこと
- ②震災後により離職を余儀なくされたこと
- ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと

2 被災地求職者(次の①②のいずれにも該当する方)

- ①震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない方
(震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含みます。)
- ②震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動を行った方
(注)震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難・準備区域に居住していた方については、平成24年9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。

◆支給額：支給対象期間 1年間

- ①短時間労働者以外 大企業 50万円 / 中小企業 90万円
②短時間労働者 大企業 30万円 / 中小企業 60万円

平成26年4月1日から対象となる労働者の要件が変わりました。

- 前記1の①から③の要件を満たし、かつ、次の(イ)(ロ)のいずれにも該当する方
(イ) 震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動を行った方
(ロ) 平成27年3月31日までに雇い入れられた方
- 前記2の方は助成の対象とはなりません。
- 震災発生日に警戒区域、計画的避難区域、緊急避難準備区域等に居住していた方
(イ) 被災離職者は前記1の①から③の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。
(ロ) 被災地求職者は前記2の①の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html

地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について

(北海道労働局)

地域雇用開発奨励金は、求人が少なく、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用の場を増やした事業主に対して支給される奨励金ですが、平成26年4月1日から、同意雇用開発促進地域につきましては稚内地域が新たに追加指定され、過疎等雇用改善地域につきましては函館市・釧路市などが新たに追加指定されました。平成25年10月1日以降、札幌市など都市部を中心に指定地域から外れている地域が多くなっており、新たな指定地域及び奨励金の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆制度概要

事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

◆支給額（1回あたり）について

- ①50万円～800万円、支給額は、事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分に分かれています。
- ②設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- ③2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- ④そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワーク窓口へお尋ねください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-709-2311 内線 3685

厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

北海道の最低賃金について（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 734 25. 10. 18発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	産業別最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 791 25. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 842 25. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）」を除く	時間額 784 25. 12. 11発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 787 25. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で！！

- ・ 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）、又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

業務改善助成金のご案内について（北海道労働局）

北海道地区での業務改善助成金の概要は次のとおりです。

《要件》

- ◎ 平成26年4月1日現在、北海道内の中小企業の事業場の事業主であること。
- ◎ 申請前の「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」が時間額734円から799円であること。（日給や月給は時間額に換算します。）
- ◎ 「事業場内最低賃金」を40円以上上げるとともに、業務改善事業を実施すること。

《助成金》

- ◎ 業務改善経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）が助成金として支給されます。
- ◎ ※常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場の場合は4分の3（下限5万円、上限100万円）

《留意事項》

- ◆ この制度の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までです。
- ◆ 40円以上の引上げが必要であります。引上げ後の賃金額が800円以上となる必要はありません。
- ◆ 業務改善事業が終了していること及び賃金引上げ後の賃金支払い状況を1ヶ月分確認してから助成金を支給しますので、平成26年度の支給のためには、早め（2月上旬頃までですが事業場の賃金の締め・支払日の関係、業務改善事業の終了時期により、申請締切期日が前後することがあります。）の申請が必要です。
- ◆ 中小企業とは、北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすものです。
- ◆ 一度この助成金の支給を受けた場合は、翌年度以降に再度支給申請をすることはできません。
- ◆ ※ただし、平成23年度及び平成25年度に「賃金改善計画」を策定していた事業主については、平成26年度に限り申請は可能です。
- ◆ この制度は予算がなくなり次第終了となります。申請はお早めをお願いします。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎9階
厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 賃金課
TEL 011-709-2311(内線 3534) FAX 011-756-0056

(参照 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin07.html>)

『北海道よろず支援拠点オープニングセミナーin札幌』開催のご案内

【新規】((公財)北海道中小企業総合支援センター)

北海道中小企業総合支援センターは、北海道経済産業局からの委託により、平成26年6月2日(月)に中小企業・小規模事業者のよろず相談窓口「北海道よろず支援拠点」を開設しました。

北海道よろず支援拠点では、道内7カ所(札幌・函館・帯広・釧路・旭川・北見・室蘭)に相談窓口を設置し、専任のコーディネーター1名とサブコーディネーター8名が、高度・専門的な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、ニーズに応じたきめ細やかな支援サービスをワンストップで提供します。

このたび、北海道よろず支援拠点の開設を記念して、下記のとおりオープニングセミナーを開催します。

◆セミナー概要

- 日 時 平成26年6月26日(木)
[第1部]13:30~16:50(開場12:30)
[第2部]17:00~18:30
- 会 場 センチュリーロイヤルホテル 20階「グレイス」
- 主 催 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター
(北海道よろず支援拠点)
- 共 催 経済産業省北海道経済産業局
- 後 援 独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道

(第1部)

【基調講演】(13:40~15:10)

講 師 (株)ジャンパップ 代表取締役 荒川 岳志氏(メディアコンサルタント)
演 題 「本当のパブリシティとは ~今日からできる会社の売り込み方から~」

【北海道よろず支援拠点の紹介】(15:10~16:10)

講 演 北海道よろず支援拠点 コーディネーター 中野 貴英
演 題 「北海道よろず支援拠点が取り組む経営サポートとは」
その他 サブコーディネーター紹介

【中小企業・小規模事業者向け支援施策の紹介】(16:10~16:50)

ミラサポ事務局、北海道中小企業総合支援センター

(第2部)

【個別相談会】(17:00~18:30)

希望者のみ/事前予約制(※センチュリーロイヤルホテル 20階「ノブル」にて開催)

◆申し込み・問い合わせについては、こちらから

- 申込書のダウンロード先 <http://www.hsc.or.jp/>
お問い合わせ先 011-232-2407(加来・立藤・金本まで)

「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について

((公財)北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道からの委託を受け、平成25年12月2日より本道における6次産業化を推進するため、農林漁業者からの個別相談への対応などの支援を行う「北海道6次産業

化サポートセンター」を開設しました。

なお、同センターでは、これまで一般社団法人北海道中小企業診断士会が行ってきたサポートセンターは11月末で終了し、同会で対応していた相談案件についても引き継ぎ、支援を行ってまいりますので、どうぞご利用ください。

◆主な業務内容

- ①農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて6次産業化プランナー等の支援人材を派遣し、事業計画の作成などに対して支援を行う。
- ②農林漁業者等の課題解決に向けた人材育成研修会を開催する。
- ③農林漁業者と2次、3次産業事業者とのネットワーク構築に向けた交流会を開催する。

◆相談受付時間

9：00～17：30（土・日・休日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

◆相談窓口

常設拠点		所在地		連絡先（電話番号）
北海道6次産業化サポートセンター	本部事務局	札幌本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	011-200-0013 担当者：金本・伊藤 澤村
	地域事務局	道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当者：鎌田
		道東支部	帯広市西22条北2丁目23十勝産業振興センター内	0155-38-8850 担当者：紅葉
				(釧路駐在) 080-6087-5123 担当者：大森
道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当者：野村・若狭		

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG 技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴) ・ホクレン職員時代に新作物の栽培方法やマーケティング分野に携わる。平成23年度に独立し、6次産業化プランナーとしても活動。商品開発などで指導実績を持つ。 (資格等) 技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
森下浩税理士事務所 代表 森下 浩	(業務経歴) ・日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。平成24年に独立後は税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を持つ。 (資格等) 税理士、農業経営アドバイザー ほか
佐藤 敏雄	(業務経歴) ・乳業メーカーの専務時代に同社の立て直しを先導。同社退職後は食クラスター連携協議体等で食品製造を中心にコーディネート業務を実施し、(公財)北海道科学技術総合振興センターにてビジネスコーディネータを務める。 (資格等) 衛生管理者、6次産業化プランナー

ブルームプラン 代表 国仙 悟志	(業務経歴) ・地方の大手百貨店で販売促進、経営企画部門に従事後、石油販売会社に勤務。独立後、小売業・サービス業等に関するマーケティングを中心にコンサルティングを実施。 ・平成 24 年度に北海道 6 次産業化サポートセンター企画推進員を務める。 (資格等) 中小企業診断士、6 次産業化プランナー
---------------------	--

※本件についてのお問合せ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部	金本、伊藤、加来	電話 011-200-0013
北海道農政部食品政策課 6 次産業化推進グループ	磯部、森本	電話 011-204-5432

北海道の企業向け支援制度のご案内 (北海道)

道では、企業の皆様向けに、平成 26 年度にご利用可能な補助金・融資など、各種支援制度についてとりまとめた「北海道の企業向け支援制度の概要」を作成しました。

「新たな事業展開をしたい」「設備投資をしたい」といった企業の皆様のニーズに合わせて、補助金・融資・相談・研修の種別ごとに、道や関係機関による支援制度を探することができます。それぞれの支援制度については、概要や問い合わせ先を記載していますので、関心のある制度がありましたら、担当課まで遠慮なくお問い合わせください。

◆支援制度の一覧と概要については、こちらのウェブサイトに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/h26shien.htm>

どさんこプラザ・テスト販売品 (第 3 四半期分) の募集 について【新規】(北海道)

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を 3 ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに 3 ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスを受けられます。7 月 1 日から 8 月 20 日まで、平成 26 年 10 月から販売する商品を募集します。

◆応募商品の要件：次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1) 札幌店は、札幌市内で販売を開始して 1 年以内の加工食品や工芸品
- (2) 東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して 1 年以内の加工食品や工芸品（名古屋は加工食品のみ）

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア) 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：

- (1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の 18%

- (2) P L（製造物責任）保険に加入していること。
- (3) 食品衛生法、JAS 法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4) 指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。
- (5) 該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間：7月1日（火）から8月20日（水）まで

◆申込み：「テスト販売申込書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
※平成 26 年度から申込に必要な書類を変更しました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel：011-204-5766（担当：阿部、小椋）

食クラスター「フード塾」オープニングセミナー（旭川会場） （参加者募集のお知らせ）【新規】（北海道）

道では食産業立国の形成を目指し、食クラスター活動を展開しており、昨年度より、商品（食品）づくりに携わる方などを対象とした人材育成事業「フード塾」を行っています。

今年度は、昨年度より会場を増やし、道内4か所（6月：札幌、帯広、函館、7月：旭川）、で、マーケティングに精通し全国にネットワークを有する専門家をお招きし、市場動向の把握や地域食材を活用した地場商品開発事例や絶品商品づくりの実務など、食マーケティング戦略構築への理解を深められる講演を中心としたオープニングセミナーを開催することといたしました。

売れる食品づくりをしたい方、道内の食品産業をどんどん盛り上げたい方など、多くの皆様の参加をお待ちしております。

（今年度「フード塾」を受講希望される方は、是非ご参加ください。）

◆日時・場所

【旭川会場】

- ・日時 7月11日（金） 14:30～18:00（13:00開場）
- ・場所 旭川信用金庫本店会議室（旭川市4条通8丁目）
- ※【後援：旭川信用金庫】

◆開催概要

- 14:30～14:50 オリエンテーション
- 14:50～16:20 「地域絶品づくりの“食”マーケティングーなんといっても商品カー」
- 16:30～17:30 「フード塾を受講して」
報告者：第1期（平成25年度）フード塾修了生
- 17:30～18:00 質疑応答

◆申込方法、締切期日

○申込方法

下記ホームページより参加申込書を入手し、メール若しくはFAXで申込み

○締切期日

平成26年7月2日（水）

○詳細についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/cl/h26foodsemina.htm>

◆お問い合わせ

北海道経済部食関連産業室 食クラスターG （担当：平田）

TEL （直通）011-204-5979

（代表）011-231-4111（内26-820）

『マーケティングアドバイザー』について（北海道）

◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。

◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：アドバイスを受けること自体は無料です。

ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、**東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担**となります。

また、アドバイザーに**自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担**となります。なお、文書や電話、FAXやメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。

◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中小企業者等

◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：阿部、小椋）

食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター

連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用いただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階
北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

『食の磨き上げ職人』について（北海道）

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：中田、阿部）

『あじ研北海道』について（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。ぜひご覧ください。

◆掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「We b見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

◆掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

◆URL : <http://www.ajiken-h.jp>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ（TEL011-204-5312）

原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

（北海道）

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

- ◆対象者 観光業・輸出等の道内事業者
- ◆相談対応者 道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士
- ◆相談内容
 - ・東京電力への損害賠償申請に関すること
 - ・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか
- ◆参加費 無料

- ◆日程・会場 [相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]
- 事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合
 - ・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。
 - （ご要望の日程に添えない場合もありますので承願います。）
- 単独での相談会参加を希望する場合
 - ・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市
 - ・会場：後日、個別にお知らせします。
 - （各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。）

◆参考事項

- 東京電力が示している「観光業」の対象業種
 宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、
 観光地での飲食業・小売業

◆注意事項

本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。
 ※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>

◆申込・問い合わせ先

北海道経済部 観光局 観光戦略グループ（塚本、向平）
 TEL：011-204-5302 FAX：011-232-4120

「消費税率の引き上げに伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内（北海道）

道では、4月からの消費税率引き上げを踏まえ、中小企業の皆様からの経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を次のとおり開設しています。

- ◆設置場所：北海道経済部 経営支援局 中小企業課内
 総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課内
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日8時45分から17時30分まで
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/syouhizei.htm>

地域中小企業経営改善サポート事業のご案内（北海道）

原材料価格の高騰や電気料金の値上げ、本年4月からの消費税率の引上げなど中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。そこで、道では、平成26年3月3日から、下記の「経営改善サポート機関」に委託をし、全道7地域において、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が、経営相談、支援策の提示、改善に向けたアドバイス等を行う事業を開始しました。

是非、本事業をご利用いただき、中小企業の経営力アップに役立ててください。

- ◆相談費用は無料です。（その後の支援については、その内容により、有料となる場合があります。）
- ◆相談企業の秘密は厳守します。
- ◆経営改善サポート機関は、（公財）北海道中小企業総合支援センターや地域産業支援機関（※）においても、定期的に相談会を行います。（日程等については、道や経営改善サポート機関のホームページ等でお知らせし

ます。)

※地域産業支援機関

(公財) 室蘭テクノセンター、(公財) 函館地域産業振興財団、(一財) 旭川産業創造プラザ
(一社) 北見工業技術センター運営協会、(公財) とかち財団、(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター

◆経営改善サポート機関 [受付時間 9:00~17:00 / 土日祝祭日を除く]

機関名	住所	電話番号	対象地域
北海道中小企業再生事業コンソーシアム 代表者：北海道 FASCOMPANY 株式会社 構成員：監査法人ハイビスカス 構成員：井上税務会計事務所	札幌市北区北 6 条西 6 丁目 2-24 第 2 山崎ビル 2 階	011-776-6139	石狩・空知・後志地域
島崎中小企業診断士事務所	伊達市竹原町 4 6 番地 117	0142-25-5232	胆振・日高地域
網野中小企業診断士事務所	上磯郡木古内町本町 32-1	090-1305-5643	渡島・檜山地域
合同会社旭川経営管理事務所	旭川市 5 条通 9 丁目 1163-1 コスモビル 2 階	0166-22-7811 090-6875-5503	上川・留萌・宗谷地域
税理士法人オホーツクネクスト経営会計(経営指導部)	網走市南 6 条西 2 丁目 4 番地 1 フロムワンビル	0152-43-6406	オホーツク地域
フロンティアパートナーFAS株式会社	帯広市東 1 条南 5 丁目 2 番地 相互ビル 1 F	0155-27-1233	十勝地域
中小企業診断士・社会保険労務士事務所 株式会社ラコンテ	釧路市鳥取北 6 丁目 6 番 2 1 号	0154-53-3836	釧路・根室地域

◆ご相談を希望される企業は、電話で上記機関にお問い合わせください。

◆道の担当部署：北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ (TEL 011-204-5331)

セーフティネット貸付(耐震診断対応)のご案内(北海道)

道では、取引先企業の倒産や構造不況の影響などにより経営に支障を生じている中小企業者等の経営の維持・安定を図るため、セーフティネット貸付の取り扱いを行っています。

制度改正

平成 26 年 4 月から新たに、耐震診断を義務付けられた大規模建築物を所有する中小企業者(観光業については大企業含む)を融資対象に追加しました。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「セーフティネット貸付」
- ◆融資対象者：建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 1 項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」の所(占有者)
- ◆資金使途：運転資金(要緊急安全大規模建築物の耐震診断を行うために必要な資金に限る)
- ◆融資金額：耐震診断経費(補助金交付額を除く)
- ◆融資期間：10 年以内(据置期間 3 年以内)
- ◆融資利率：〈固定金利〉5 年以内 年 1.3% 10 年以内 年 1.5%
〈変動金利〉年 1.3%(融資期間 3 年超に限る)
- ◆取扱期間：平成 27 年 12 月 31 日まで
- ◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらの HP をご覧ください。

経済環境の変化に対応する資金のご案内（北海道）

原油・原材料価格の高騰や電気料金の値上げなど、道内中小企業者を取り巻く厳しい経済環境に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次のようなメニューを用意し、中小企業者の資金繰りを支援しています。

	セーフティネット貸付	景気変動対策特別貸付	原料等高騰対策特別貸付
融資対象	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により経営に影響を受けた中小企業者等 (3) 経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等 (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」の所(占)有者	(1) 最近3か月の生産高（売上高）が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (2) 最近3か月の生産高（売上高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の生産高（売上高）が前々年度の生産高（売上高）に比べ減少しているもの (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの	(1) 原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加しているもの (2) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	運転資金 （融資対象(4)については、要緊急安全大規模建築物の耐震診断を行うために必要な資金に限る）	事業資金 （運転・設備資金）	(1) 運転資金 (2) 設備資金
融資金額	1億円以内 （融資対象(4)については、耐震診断経費（補助金交付額を除く））	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内 （うち据置3年以内）	10年以内 （うち据置3年以内）	10年以内 （うち据置3年以内）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

経営力強化貸付のご案内 (北海道)

道では、中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、経営力強化貸付の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「経営力強化貸付」

◆融資対象者：認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

※認定経営革新等支援機関とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を有する金融機関、税理士、公認会計士等で国の認定を受けた者をいいます。

◆資金使途：事業資金（保証付き道制度融資の借換に要する資金を含む）

◆融資金額：1億円以内

◆融資期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内(据置期間はすべて1年以内)

◆融資利率：〈固定金利〉5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%
〈変動金利〉年1.3%(融資期間3年超に限る)

◆信用保証：すべて信用保証協会の保証付きとする。

◆保証料率：〈責任共有対象〉年0.40%～1.57%

〈責任共有対象外〉年0.45%～1.80%

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/keieiryoku.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

成長分野向け融資制度のご案内 (北海道)

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金の取り扱いを行っています。

◆融資制度名：中小企業等総合振興資金 事業活性化資金「ステップアップ貸付(成長分野)」

中小企業等総合振興資金 事業活性化資金「事業革新貸付(成長分野)」

◆融資対象者：ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等

・事業拡張による事業規模の拡大

・情報化への取組

・設備の近代化による経営の効率化 など

事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

- 「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など
- 「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など
- 「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など
- 「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・エネルギー産業の振興に資する事業、環境・エネルギー産業の誘致推進に資する事業 など

- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/shikinmenu.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課、
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

制度改正

平成26年4月から新たに、民間事業所（大企業）に勤務する非正規労働者（有期雇用の方、パート・アルバイト職員、嘱託職員の方など）を融資対象に追加しました。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○非正規労働者の方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
非正規労働者の方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

平成 26 年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】

(北海道)

道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成 10 年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、食品加工や機械金属などのものづくり分野で、特色ある技術や製品が発表され、100 件を表彰しています。

今年度におきましても、次のとおり実施することとし、全道から幅広く募集します。

◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品
(その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。)

◆表彰の種類

(1) 表彰は次の 2 部門とします。

ア ものづくり部門

イ 食品部門

(2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、知事から表彰状及び記念品を贈呈します。

ア 大賞 1 件(応募のあった中で、特に優れたもの)

イ 優秀賞 2 件程度(応募のあった中で、優れたもの)

◆応募資格

(1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人(中小企業者、農林漁業者を除く)。

(2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

◆応募方法

関係団体等(市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関)からの推薦、または自薦によるものとします。

(1) 提出書類

「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。

(2) 提出期限

平成 26 年 7 月 31 日(木) (※郵送の場合は当日消印有効)

(3) 提出先及びお問い合わせ先

北海道経済部産業振興局産業振興課 技術支援グループ (担当: 三浦、赤坂)

電話 011-204-5336 FAX: 011-232-2139

※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/shinshohinkaihatsusho.htm>

◆選考方法

学識経験者等で構成する「北海道新技術・新製品開発賞 選考委員会」において選考します。

◆受賞者の決定

平成 26 年 10 月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

◆表彰式

平成 26 年 11 月に表彰式を実施する予定です。

また、受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネス EXPO)」において展示ブースを設け、広く PR を図ります。

※北海道技術・ビジネス交流会

[日 時] 平成 26 年 11 月 6 日(木) 7 日(金)

[会 場] アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター 4 丁目)

(北海道技術・ビジネス交流会については、下記ホームページをご覧ください。)

<http://www.business-expo.jp/>

「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！ ～「参画・協力企業」募集のご案内～ （北海道）

道では、国の成長戦略の展開や全国的な景気回復などの好機を道内のものづくり産業に取り込むため、企業、業界団体、支援機関、行政などの関係者が共有し、重点的に取り組む方向性を示した「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」を策定しました。

この取組を全道展開していくため、「『地域のものづくり力』のアップ」を合い言葉に、積極的な取組に挑戦する企業を道が「参画・協力企業」として登録し、登録企業の成長の応援をさせていただきます。

- ◆対象企業：ものづくり企業（日本標準産業分類の大分類「製造業」※今後進出予定の企業等も含みます）
- ◆登録方法：次ホームページに掲載している「エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、FAX又はメールで申し込みください。
→ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/mono_tenn.htm
- ◆応援内容：
 - 道の各種施策はもちろんのこと、国の制度の効果的な活用アドバイス
 - 双方向型メールマガジン「ものマガ」によるビジネス情報の提供・情報交換の場の提供
 - 専用ダイヤル「ものサポ」による相談支援
 - 情報交換会「ものナカ」の開催によるネットワーク（仲間）づくりの応援
- ◆申込先・問い合わせ先：北海道経済部産業振興局産業振興課産業企画G 011-231-4111（26-818）
 - FAX番号 011-232-2139
 - E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について （北海道労働局・北海道）

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、「北海道ビジネスサポート・ハローワーク（北海道労働局設置）」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- ◆所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- ◆営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30（土日祝日を除く）
- ◆事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携
- ◆お問い合わせ先：
 - ・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話 011-200-1622
http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html
 - ・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話 011-204-5353

戦略産業雇用創造プロジェクトの参加事業主に対する

「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内 [拡充]

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受けて推進しています。

プロジェクト事業を運営する北海道産業雇用創造協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が道内に居住する求職者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れる場合、第1回目の支給等に対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給（特例支給）されます。

- ◆計画期間 平成25年7月23日～平成28年3月31日
- ◆対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域以外の地域を含む）
- ◆指定業種 食とものづくり分野に関連する次のもの（平成26年度から、農業（植物工場に限る）、その他の事業サービス業（コールセンター業に限る）を新たに追加）

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、倉庫業、その他の事業サービス業（コールセンター業に限る）、食料品製造業、農業（植物工場に限る）、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、一部の飲食店。

◆問い合わせ先

（実際に対象となるかどうか、詳細はお問い合わせください）

北海道産業雇用創造協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：成田・江口）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL:011-231-4111（内線26-766） FAX:011-232-1038

【HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

労働相談のご案内

（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしています。
相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

また、平成26年4月から、労働問題に精通した社会保険労務士が相談をお受けしています。相談の時間帯が変わり、平日は夜間だけとなりますが、土曜日の午後も新たにホットラインを開設しています。

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）
- ◆受付時間 月～金曜（祝日を除く）午後5時～午後8時、土曜（祝日を除く）午後1時～午後4時
- ◆労働相談 上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。

[受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで]

- ◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

北海道両立支援推進企業表彰にご応募をお願いします。【新規】

(北海道)

北海道では、労働者の仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度の取組を積極的に推進している優れた企業を「北海道両立支援推進企業」として表彰し、その取組を広く紹介します。

◆このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が300人以下の企業のうち次のような取組を行っていると思われる企業です。ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、規定に基づく休業制度等の利用者がいること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出した企業でその行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、両立支援に積極的に取り組んでいること。
- (3) その他、在宅勤務制度や育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度の規定を有しているなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式（ダウンロード）や表彰制度の詳細につきましては、道（雇用労政課）のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限 平成26年7月31日(木)まで

◆提出及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ

電話 011-231-4111（内線：26-471） FAX 011-232-0159

『両立支援促進・就業環境改善アドバイザー』の派遣について【新規】

(北海道)

北海道では、仕事と家庭の両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

◆派遣の対象となる事業所

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる 職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
- (4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

◆アドバイザーの派遣

1 申請者につき、年度内原則 2 回まで（セミナー等の講師の派遣は、1 申請者につき 1 回限り）

◆募集期間及び募集数

- ・ 募集期間：平成 26 年 6 月下旬～（予定企業が集まり次第、募集を終了します）
- ・ 募集数：12 企業（先着順）

◆アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザーに係る費用は道で負担します。）

※ 募集期間、申し込み方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ 電話 011-204-5354

「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています【新規】 《育児や介護などの家庭と仕事の両立を支援する企業の登録》（北海道）

道では、育児や介護などの家庭と仕事の両立できる制度など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みを促進する「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を創設し、登録企業を募集しています。

◆対象となる企業

北海道内に事業所を有する従業員 1 人以上雇用する法人又は個人（国及び地方公共団体を除く）。

◆対象となる要件（取組）

- ① 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省北海道労働局に届出して同計画を実践していること。
- ② 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号））に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- ③ 一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

◆登録企業には次の優遇措置があります

- ① 北海道のホームページ等による PR
- ② 北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用
- ③ 北海道の中小企業制度融資の利用
- ④ 商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用
- ⑤ 北海道の物品購入等の発注の際の優遇
- ⑥ 北海道両立支援推進企業表彰

詳細については、下記の URL をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/ryouritutup.htm>

【問い合わせ先】北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話：011-204-5354）



『自動車関連産業人材育成事業』について（北海道）

- ◆概要：道では、自動車関連産業への参入や取引拡大を図るため、地場企業が行う人材育成をお手伝いしています。地場企業の研修ニーズを把握し、研修カリキュラムを作成、産業支援機関等の調整を行い研修を実施します。
- ◆対象：自動車関連産業への参入・取引拡大を目指す地場企業の従業員（在職者）
- ◆実施場所：高等技術専門学院又は事業所等で行います。
- ◆講習時間数：1研修当たり12時間以上（4日×3時間、標準）
- ◆定員：5人以上（1社でも可）
- ◆受講料：一人当たり1万円（テキスト代、資材費等含む）
- ◆研修内容

研修分野	内 容
全 般	品質管理 / QC活動等
機械系	機械加工分野 / 汎用機械等、機械設計 / CAD応用技術、測定分野 / 各種測定法等、機械保全分野等
金属系	各種溶接技法 / ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接等
電機系	電気工学基礎 / 電気理論、関連法規 / 制御系分野 / PLC（シーケンス制御）、電気保全分野等

- ◆お問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材グループ 担当：中村
Tel : 011-204-5098
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/zidousya.htm>

2014年度 QCサークル北海道支部札幌地区ミニ発表会のお知らせ【新規】（北海道、QCサークル北海道支部）

この度、QCサークル北海道支部札幌地区と北海道が開催する「QCサークルミニ発表会」では、聴講生を募集しています。この発表会は、QCサークル活動の事例紹介や形式にこだわらない職場改善事例の発表を聴講することができます。また、発表後にはQCサークル北海道支部ベテラン幹事のアドバイスや講評もあり、相互啓発や視野拡大につながり、QCサークル北海道支部の大会につながる発表会です。また、午後の部は、自社活性化のために小集団改善活動（QCサークル）を導入検討されている企業の皆様へ道内企業の導入事例をご紹介します。事例概要は、エア・ウォーター物流株式会社 山縣取締役よりご講演をいただくほか、小集団改善活動導入に関する情報交換等の時間を設け、皆様の組織活性化につながる情報提供の場を予定しておりますので、組織の活性化、人材育成の方法について検討中の経営者など、皆様のご参加をお待ちしております。

<QCサークル活動とは>

職場で働く人々が継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を行う小グループの活動です。

- ◆日 時：平成26年7月31日（木）10:00～16:00
- ◆会 場：エア・ウォーター研修センター（住所：札幌市白石区菊水5条2丁目3番12号）
* 駐車場はございませんので公共交通機関の利用などご協力をお願いします。
- ◆スケジュール：
10:00～11:50 QCサークルミニ発表会
13:00～13:50 北海道庁とQCサークル北海道からのお知らせ

「社員個々人のリーダーシップ醸成と連動した企業の現場力UPを目的とし、
小集団活動を導入した事例」

エア・ウォーター物流株式会社 山縣取締役

14:00～16:00 情報交換会

【料金】無料（昼食は各自で用意願います。）

【お申し込み】

聴講生募集 平成26年7月16日（水）まで

エクセル：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/2014QCmini/tyoukoumousikomi.xls>

P D F：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/2014QCmini/tyoukoumousikomi.pdf>

◆お問い合わせ

北海道庁経済部労働局人材育成課産業人材グループ 担当：川端

TEL：011-204-5098(直通) FAX：011-232-1044

E-mail：<mailto:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp>

能力開発セミナー（8月・9月開講予定）のご案内

（北海道）

◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

高等技術専門学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期	訓練期間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌技専 011-781-7193	研削・クレーン科	機械加工	札幌市	○		○		26.8.2 ~ 26.8.3	2	13	20
旭川技専 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科(I)	介護福祉	浜頓別町		○		○	26.9.9 ~ 26.10.15	10	20	10
	介護サービス科(II)	介護福祉	稚内市		○		○	26.9.17 ~ 26.10.30	14	40	15
	介護サービス科(III)	介護福祉	天塩町		○		○	26.9.25 ~ 26.10.28	10	20	10
北見技専 0157-24-8024	パソコン基礎科Ⅱ	表計算受験対策	遠軽町		○		○	26.8.20 ~ 26.9.10	10	30	10
	パワーポイント活用科Ⅱ	ビジュアル資料作成	北見市	○			○	26.8.26 ~ 26.9.30	10	30	10
	CAD科	JW-CAD基本操作	北見市	○			○	26.9.2 ~ 26.10.7	10	30	10
	自動車整備科	一級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	26.9.3 ~ 26.10.22	8	24	10
室蘭技専 0143-44-3522	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	26.9.1 ~ 26.9.22	15	30	15
苫小牧技専 0144-55-7007	電気工事科	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○			○	26.9.10 ~ 26.10.3	6	42	10
帯広技専 0155-37-2319	整備積算科	整備見積基礎	帯広市		○	○		26.9.13 ~ 26.11.15	3	12	50
	電気工事科①	電気工事基礎	帯広市	○			○	26.9.25 ~ 26.10.23	10	20	20
釧路技専 0154-57-8011	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	26.8.下旬 ~ 26.10.下旬	15	30	10
	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	26.9.中旬 ~ 26.10.中旬	10	20	10
障害者校 0125-52-2774	接客ビジネス科	ビジネスマナー	札幌市		○		○	26.8.22 ~ 26.9.10	6	12	10
	接客ビジネス科	ビジネスマナー	札幌市		○		○	26.9.26 ~ 26.10.22	8	16	10

「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！

【新規】北海道

環境保全に貢献している事業所等を道が認定する「北海道グリーン・ビズ認定制度」。今年度の認定事業所を次のとおり募集しますので、環境配慮に取り組んでおられる事業者の皆様は、ぜひご応募ください。

道は、環境配慮に取り組む事業者の皆さんを、どんどん応援していきます！

◆北海道グリーン・ビズ認定制度とは

環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を認定（一部登録）する道独自の制度。3部門から構成されており、「創意あふれる取組部門」と「先進的な取組部門」の2部門は、年に一度、事業者からの応募を募り、審査委員会による審査を経て知事が認定する。「優良な取組部門」は、環境配慮に取り組む事業者を広く登録するもので、パソコン等で簡易に登録することができる（随時受付）。

◆今回募集する認定部門

- 「創意あふれる取組部門」
- 「先進的な取組部門」

◆認定のメリット

- ・金融機関での融資や私募債発行の際の優遇金利
- ・認定シンボルマークの使用
- ・道のホームページ等でのPR など

◆募集〆切

平成26年7月31日（木）※必着

◆認定証授与式

道庁赤れんが庁舎において、認定証授与式を開催する予定（12月頃を予定）

◆昨年度の認定事業者 ※敬称略

- (株)住まいのウチイケ（室蘭市）
- (株)セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部 北海道ゾーン（札幌市）
- (株)ホクスイ設計コンサル（札幌市）
- 溪仁会グループ（札幌市）
- (株)マテック（帯広市）
- 北清企業(株)（札幌市）
- 北海道曹達(株)生産技術本部 幌別事業所（登別市）
- (有)阿寒グリーンファーム（釧路市）

◆ホームページ

応募方法等の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm

◆お問い合わせ先

環境生活部環境局環境推進課環境戦略推進グループ

電話：011-204-5190（直通）